

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県教育委員会委員長 岩 佐 信 宏

秋田県教育委員会規則第十号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第二項中「附則第二項に」を「附則第三項に」に、「附則第二項第一号」を「附則第三項第一号」に改める。

第五十五条第三項を削る。

第五十八条の四第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第六十四条の二第一項中「第二十一条の二第二項」を「第二十一条の二第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第二項ただし書」を「第二十一条の二第三項第一号」に改める。

第六十四条の三を第六十四条の四とし、第六十四条の二の次に次の一条を加える。

第六十四条の三 条例第二十一条の二第三項第二号の規則で定める額は、同条第一項に規定する職員の占める職に係る

第五十六条の規定による区分に応じ、次の各号に定める額とする。

一 六種、五種及び四種 三千円

二 七種 二千円

2 条例第二十一条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第六十八条の九第二項第一号中「附則第二項第四号」を「附則第三項第五号」に、「附則第二項第一号」を「附則第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第二項第五号」を「附則第三項第六号」に改める。

附則第八条の見出し中「附則第二項」を「附則第三項」に改め、同条中「」の「を」を「以下同じ。」の「に」、「附則第二項」を「附則第三項」に、「附則第二項各号（条例附則第二項第四号及び第五号）」を「附則第三項各号（第五号及び第六号）」に改める。

附則第九条中「附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四項」を「附則第三項第二号」に改め、附則に次の一条を加える。

（平成二十八年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例）

第十条 平成二十八年三月三十一日までの間、市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年秋田県条例第七十五号）附則第十項の規定により読み替えられた条例第十六条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲内で規則で定める額は、二万六千円とする。

別表第九イの表中

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50

51

に、

75

75

75

75

76

76

76

76

76

77

77

77

77

78

78

79

を

74

75

75

75

75

75

別表第十の四の表中「10,900円」を「11,000円」に、「11,700円」を「11,800円」に改め、別表第十の四の表中「8,900円」を「9,000円」に、「11,000円」を「11,100円」に、「12,100円」を「12,200円」に改める。
別表第十の七を次のように改める。

別表第10の7 (第57条の6関係)

支給地域	級地
東京都特別区	一級地
広島県安芸郡府中町	六級地
広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く。）	七級地

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別表第九及び別表第十の四の改正規定並びに別表第十の七の改正規定（東京都特別区に係る部分に限る。）並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第九及び別表第十の四の規定並びに別表第十の七の規定（東京都特別区に係る部分に限る。）は、平成二十七年四月一日から適用する。

(昇格の場合の号給に関する経過措置)

3 平成二十七年四月一日から市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年秋田県条例第七十五号。以下「平成二十七年改正条例」という。)の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 平成二十七年改正条例の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(地域手当に関する経過措置)

5 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における平成二十七年改正条例附則第十項の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十五条の二第二項第一号に規定する規則で定める割合は、百分の十八・五とする。